

## 学術評議員被選挙者資格に関する内規 細則

1. 本規則は日本糖尿病学会北海道支部における学術評議員被選挙者資格に関する細則である。

### 2. 学術評議員選挙被選挙者認定資格要件

学術評議員の任期満了日の前年10月1日現在において、過去5年間に以下の学会発表、座長、論文もしくは査読の要件を満たす3件以上の業績を有すること

(1) 日本糖尿病学会年次学術集会、北海道地方会あるいは糖尿病合併症学会における学会発表。ただし、②については糖尿病学の進歩における発表も含む。

#### ① 一般演題の発表

筆頭演者 (**First author**) として発表もしくは筆頭発表者に対して指導をした学会発表。筆頭発表者に指導したことの証明は、2番目の演者 (**Second author**)、もしくは **Last author** として登録されていることとする。

#### ② 一般演題以外の発表

正規プログラムの筆頭演者としての発表。特別講演、シンポジウム、教育講演等を含む。ただし、スポンサードセミナー等を除く。

(2) 日本糖尿病学会年次学術集会、北海道地方会あるいは糖尿病合併症学会における正規プログラムの座長。ただし、スポンサードセミナー等を除く。

(3) 糖尿病に関係した英文の学術論文の筆頭演者 (**First author**) (**Co-first author** を含む)、責任著者 (**Corresponding author**)、もしくは **Last author**。

(4) 会誌「糖尿病」の筆頭演者 (**First author**) (**Co-first author** を含む)、責任著者 (**corresponding author**)、もしくは **Last author**。

(5) 会誌「糖尿病」、「**Diabetology International**」の論文の査読、および年次学術集会一般講演抄録の査読。論文査読は論文 ID または **Manuscript number** を申請書類に記載、一般演題の査読は査読委員承諾を証明する写しを添付し申請する。

現学術評議員が任期中に年次学術集会および北海道支部の開催する評議員会へ、それぞれ1回以上の出席がない場合、次回の学術評議員選挙への被選挙権を与えないものとし、選挙管理委員会において、これを審査する。

現学術評議員が定款第5条に規定されている社会貢献活動に参画した場合も、要件として考慮する。

被選挙者認定を求める者は、被選挙者申請書類を北海道支部事務局へ提出することにより、

自ら被選挙者資格を有することを報告し、選挙管理委員会で資格認定を行うこととする。

3. 前項で記した選挙管理委員会の委員は、評議員会で選任する。
4. この細則を変更する場合には、評議員会、総会の議決を経なければならない。
5. 附則：この内規は令和3年12月1日から施行する。